

入居の手続に関すること（連帯保証人について）

1 本市の連帯保証人の確保について

市営住宅の入居手続きにあたっては、「連帯保証人の連署する誓約書」の提出を求め、入居者に対して連帯保証人を確保するよう定めている。しかし、特別の事情があると認めるときは、「連帯保証人猶予願」の提出があれば、連帯保証人を確保していなくても入居を認めている。

2 猶予状況について

直近5年間の連帯保証人の猶予状況を見ると、全入居世帯に占める猶予世帯は増加傾向にある。

＜全入居世帯に占める猶予世帯の推移＞

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
全入居世帯	24,694	24,476	24,171	23,804	23,313
うち猶予世帯	831	922	998	1,143	1,207
猶予率	3.37%	3.77%	4.13%	4.80%	5.18%
うち単身猶予世帯	508	537	572	651	672
猶予率	2.06%	2.19%	2.37%	2.73%	2.88%

※各年4月1日現在

3 国の動向

国は、身寄りのない単身高齢者等の増加により、保証人の確保ができないために公営住宅へ入居できないことにならないよう公営住宅管理標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除した。また、保証人の確保を求める場合でも、保証人がいないために入居ができないといった事態が生じないように、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合に、免除などの特段の配慮を行う必要があるとされた（平成30年3月30日付国住備第503号、令和2年2月20日付国住備第130号国土交通省住宅局住宅整備総合課長通知）。

4 他自治体の動向

政令市のうち、札幌市、静岡市、浜松市を除く 17 市はすでに保証人に関する規定を廃止している。19 の都道府県についても同様に廃止しており、多くの自治体で保証人に関する規定を廃止している状況にある。

政令市	札幌市、静岡市、浜松市を除く 17 市が廃止
都道府県	北海道を含めた 19 都道府県が廃止
道内他の自治体	函館市、釧路市、苫小牧市、帯広市などが廃止（全体では約 30%の自治体が廃止）

※国交省調査より（令和 4 年 4 月 1 日時点）

5 連帯保証人の見直しに向けて

(1) 見直しの必要性

札幌市においては、入居手続きにおける連絡保証人の確保について、猶予は認めているものの、保証人を確保できない住宅困窮者に対して更なる配慮が求められている。

(2) 見直しの方向性（案）

①連帯保証人に関する規定を廃止する。